

高座清掃施設組合議会会議録

令和元年第1回臨時会

令和元年6月24日

議 事 日 程

令和元年6月24日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4		副議長の選挙について
5	報告第1号	継続費繰越計算書について(周辺環境整備工事(1工区)施工監理業務ほか1件)
6	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について(周辺環境整備事業)
7	議案第6号	高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定について
8	議案第7号	高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定について
9	議案第8号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
10	議案第9号	高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

令和元年6月24日（月）午後2時22分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座クリーンセンター大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

上 沢 本 尚 君	伊 藤 多 華 君
齊 藤 慶 吾 君	沖 本 浩 二 君
三 谷 小 鶴 君	倉 橋 正 美 君
佐 竹 百 里 君	鶴 指 眞 澄 君
松 本 春 男 君	山 口 良 樹 君
松 澤 堅 二 君	佐々木 弘 君
竹 田 陽 介 君	宇田川 希 君
安 海 のぞみ 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程5 報告第1号 継続費繰越計算書について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）
- 日程6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（周辺環境整備事業）
- 日程7 議案第6号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定について
- 日程8 議案第7号 高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定について
- 日程9 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程10 議案第9号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長	内 野 優	専任参事兼総務課長	小野沢 直 仁
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施 設 課 長	鴨志田 克 巳
副 組 合 長	古 塩 政 由	施 設 課 主 幹	守 屋 昌 治
会 計 管 理 者	安 齊 准 子	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂
事 務 局 長	石 井 一 義		
次	長 木 村 洋		

5 出席した事務局職員 4名

総 務 課 主 査	渡 部 陽 子	総務課主任主事	山 田 健 太
総 務 課 主 査	菊 地 康 之	総務課技術員	大 矢 英 貴

6 会議の状況 (午後2時22分 開会)

◎議長（上沢本尚君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和元年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） 令和元年6月臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、各市議会閉会直後、または開会中の大変お忙しい中、令和元年第1回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、4月3日に執り行いました高座クリーンセンター落成式では、100人を超える方々にお越しいただき、オープンすることができました。オープンしてから約3カ月間、多くの皆さんに足を運んでいただいております。ごみは出された後どこに行くのか、また、環境問題などについても学べる施設として活用していただいております。

高座クリーンセンターのじん芥処理施設は、運転管理を民間事業者に委託して

おりますが、安全安心な運転管理はもとより、地元や市民の皆様から信頼されるよう、これまで以上にしっかりとした運営をしてみたいと考えております。

また、音楽室、ダンススタジオ、会議室などを備えた環境プラザは、地元や市民の皆様にとって使い勝手がよく、地元の一員として愛される施設を目指してみたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告事項が2件、条例制定が2件、条例改正が1件及び監査委員の選任同意、以上6件を上程しております。議員の皆様には、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（上沢本尚君） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。例月出納検査及び定期監査の結果については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。会議規則第99条の規定により、議長において、齊藤慶吾議員、宇田川希議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてでございます。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。2番齊藤慶吾議員、3番三谷小鶴議員、4番佐竹百里議員、5番松本春男議員、6番松澤堅二議員。以上でございます。

次に、日程第4 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

副議長に松澤堅二議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました松澤堅二議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、松澤堅二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松澤堅二議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました松澤堅二議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔副議長（松澤堅二君）登壇〕

◎副議長（松澤堅二君） ただいま議長よりご指名をいただき、副議長の栄職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄に存じます。ぜひ議員の皆様方のご支援をいただきまして、議長の補佐役として、一生懸命努力する所存でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔副議長（松澤堅二君）降壇〕

◎議長（上沢本尚君） ありがとうございました。

次に、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 継続費繰越計算書について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）は、平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算の継続費を翌年度に繰り越したことについて、繰越計算書を調製いたしましたので、

地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（周辺環境整備事業）は、平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算において設定した繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。報告第1号、報告第2号の詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、議案第6号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定についてでございます。本条例につきましては、高座清掃施設組合本郷ふれあい公園の一部供用開始に伴い、必要な事項を定めたいものでございます。

次に、議案第7号 高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定についてでございます。本条例につきましては、職員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に支給する公務災害等見舞金について定めたいものでございます。

次に、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告、神奈川県人事委員会勧告等を踏まえて、構成自治体等との扶養手当の均衡を図りたいものでございます。議案第6号から議案第8号の詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、議案第9号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。これは、前監査委員の佐竹百里氏が平成31年4月29日をもって任期満了となり、欠員が生じたため新たに選任いたしたいものでございます。内容につきましては後ほどご説明申し上げます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、一括説明を終わります。

◎議長（上沢本尚君） 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、報告第1号 継続費繰越計算書（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）につきましてご説明申し上げます。

議案書の1、2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページ目が平成30

年度高座清掃施設組合継続費繰越計算書でございます。科目が5款土木費1項都市計画費、周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件でございます。これは、本定例会で条例を上程させていただいております本郷ふれあい公園、こちらの第1工区の整備工事とその施工監理業務でございます。両事業とも平成30年度からの2カ年事業となっております。

継続費の総額等につきましては一括してご説明いたします。繰越計算書の最下段、合計欄をごらんいただきたいと存じます。継続費の総額でございます。4億8,179万円でございます。平成30年度の予算現額9,635万8,000円、このうち支出済額及び支出見込額7,833万2,400円で、残額1,802万5,600円を翌年度に逓次繰り越しをするものでございます。財源内訳は全額一般財源ということで、特定財源はございません。説明は以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） こちらの予算自体には賛成しておりますので、その枠内でちょっと確認したいのですけれども、今、工事が進んでいると思います。その中で舗装広場、南側のほうなんですけれども、インターロッキングの広場を配置するというでなされると思うんですが、この点で、ほかの全国でインターロッキングをやっているところは、結構管理が大変というんでしょうか、浮き上がってきたりとか、ずれたりとか、そういったデメリットもあるというふうに伺っています。この点に関して、工事は今後どういうふうに進めていくのか、予定どおりインターロッキングでやっていくのかどうか、まず伺いたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 今の佐々木議員の質問に対してお答えいたします。インターロッキングでこれから施工いたしますが、インターロッキング自体は透水性のインターロッキングを予定しております。水が溜まったりすることにより舗装面の変化がないような整備手法となっております。そのため、特に施工後の大きなゆがみとか、そういうものは発生しないというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） わかりました。この場所が災害時の緊急車両待機所を兼ね

るといふことで、昨今、きょうもありましたけれども、地震とか、そういった災害のときの車両の待機所になると。重い大きい車両とかも入ってくると思います。そういった点で、ほかの事例では、このインターロッキングでさっき言ったようなデメリットがあるということになっていますけれども、この緊急車両待機所にしていくということでも、今計画しているやり方で特に問題ないのかどうか、確認したいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 今後、車両待機場所として使用するに当たり、使用するインターロッキングのサイズをそのために考慮しています。縦横20 c m、厚さ8 c mという分厚いインターロッキングを使用して、車両乗り入れに関しては耐久性の高いものを選定しております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） では質問いたします。今のインターロッキングの関係で、綾瀬の市役所のところにも、砂を置いて、その上に載せると、大雨が降ると砂がしょっちゅう流れてぐらぐらするというのがあるんですけども、今回の場合は、このあたりのぐらぐらは……。結構あれは小まめに直さない、雨が降るたびに直さなきゃいけないんだけど、その辺の耐性はどうかなのかということと、あと、これに関して、トイレも一緒に聞いてよろしいと思うので、みんなのトイレは正面に便器があるタイプなのか。その2点をお聞きします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） まず、1点目のインターロッキングの雨対策でございますが、選定したインターロッキングに関しましては、透水性のインターロッキングを使用します。また、その路床の処理、板の下ですね、ここについても透水シートを施工いたしますので、水が溜まるようなことはない施工になっております。

もう1点でございますが、トイレにつきましては、トイレ正面に多目的トイレを1基設置して、左右に男女のトイレを配置する。正面の多目的トイレの便座の位置でございますが、これにつきましては入って右側に設置をする予定でございます。ただ、これにつきましてはユニットタイプのトイレでございますが、それが最初から一体式の形となっておりますので、ちょっと変更ができないというこ

とでございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） インターロッキングは透水性ということで、そうすると、砂なんかは流れるということはないのかどうか。要するに、下の地盤が、今の説明だと流れないみたいだけれども、そういう間に敷くものが流れるということはないのか、念のため確認。

それから、みんなのトイレは、私、このプラザ棟のときもお願いして、車椅子の人がドアを入れて正面に手を洗うところがあって便器を右にしちゃうと、結局、狭いところで車椅子を切りかえなくちゃいけない、これはかなり大変だとなるので。県庁の場合は、県の指針だと正面に手を洗うところで便器なんだけれども、実は県庁の建物を見に行ったら、県の指針ではなくて、県は正面に便器を置いてやっているというので、県の福祉関係の職員と一緒に、あっ、まともになっているんだなと言って、何で市町村に使いにくいほうを指示しているんだみたいに分もめたことがあるんですけども、この建物のときも、正面に便器を置くことによって車椅子が真っすぐ使えると。あれは横にあると本当に切りかえが大変だということで、公園でも同じ対応をされていると思って、何で使いにくいタイプにするのか。ユニットタイプでも、ちゃんと使いやすいタイプにすればいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方をお聞きします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） まず、インターロッキングの下の砂の関係でございます。施工に際しましては、透水性シートの下の路面をしっかり締め固めをいたしまして透水性シートを敷きますので、余り多く流れないように施工を考えております。

それとトイレの関係でございますけれども、指針のほうは見させていただいております。ただ、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたけれども、ユニット化されているトイレというところと、便器の位置は正面でというのは、トイレ内で車椅子が転回できる十分なスペースは確保していくというところでご理解いただければと思います。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 最後にしますけれども、トイレのほうは、後で図面等を見せ

てもらって、後で考えます。

それから、インターロッキングのほうは、これはやってみてガタガタするようだと、綾瀬市役所の場合はしょっちゅう直さなくちゃいけないので、そういうことがないようにお願いします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） インターロッキングはそういうふうに施工をしていきたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願います。

次に、日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について(周辺環境整備事業)を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、報告第2号 繰越明許費繰越計算書（周辺環境整備事業）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページが平成30年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書でございます。

5款土木費1項都市計画費、周辺環境整備事業でございます。金額は486万円で、翌年度繰越額が124万円でございます。財源内訳は全額一般財源で、特定財源はございません。

なお、この繰越明許費でございますが、本郷ふれあい公園整備に伴いまして、公園内に移設する電柱1本を高強度電柱にする必要が生じまして、この電柱製作に時間を要し、年度内の移設完了が見込めないということで繰越明許費を設定いたしました。平成31年第1回定例会におきまして補正予算第3号でご決定をいただいたものでございます。説明は以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 報告第2号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願います。

次に、日程第7 議案第6号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定についてを議題といたします。局長の説明を求めます。局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第6号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきまして、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

公園は予定区域を2つの工区に分けまして、第1工区につきましては、平成30年度から2カ年の継続事業として、現在、整備工事を進めております。この秋には第1工区部分の供用を開始する予定となっておりますことから、ここで条例を制定いたしたいものでございます。なお、公園全体の完成となります第2工区の工期につきましては、2023年度、令和5年度末を予定しております。

それでは6ページになります。条例の構成でございますが、27条の本則から成っております。

第1条は趣旨規定でございます。高座清掃施設組合がその施設周辺の環境保全に資するために設置する本郷ふれあい公園について、必要事項を定めるものでございます。

第2条は名称及び位置等を規定してございます。公園の種別は地区公園、名称は本郷ふれあい公園、位置は海老名市本郷3611番地1、面積は1万1,283.42平米でございます。第2工区完成後になりますが、公園は海老名市、綾瀬市の広域避難場所として位置づけることとしております。

第3条、第4条は公園施設、特定公園施設の設置基準、7ページにまたがりませんが、第5条、第6条は公園における行為の制限と禁止事項、8ページになりますが、第7条は利用が危険な場合または必要な工事のためやむを得ないと認められる場合の利用の禁止または制限、第8条は公園管理者以外のものの公園施設の

設置、管理に関する手続、9ページになりますが、第9条、第10条は公園の占用許可、第11条は許可に係る権限譲渡等の禁止、10ページにまたがりませんが、第12条から第16条は使用料に係る規定でございます。第12条は使用料の額について、第13条は端数が生じた場合の計算方法について、第14条は納付方法、第15条は使用料の減免、第16条は使用料の不還付について定めてございます。

11ページ、第17条は許可に係る監督処分、12ページにまたがりませんが、第18条から第22条は保管した工作物等に係る規定でございます。

第23条は利用者が施設等に損害を与えた場合の損害賠償の義務、13ページにまたがりませんが、第24条は施設の占用、措置命令に係る工事完了等の届け出、第25条は必要事項の規則への委任、第26条は違反者に対する罰則、第27条は法人等の業務に係る違反行為の場合の両罰規定でございます。

附則でございますが、この条例の施行日につきましては、別に定める規則で定める旨を規定しております。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例施行規則の案を配付させていただいております。よろしくお願いたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 14ページの一覧表なんですけれども、ここに広告塔とあるんですけれども、具体的に広告塔というのはどういう、商業用の看板を立てる気があるのか。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 広告には、今、議員がおっしゃったような商業ベースの看板等が考えられますので、一応規定はしておりますが、それは他の公園等の例に倣って対応していきたいと考えております。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 他の例というと、私も海老名市さんと座間市さんはちょっと勉強不足なので、公園に商業用の看板というのは、実際に貸しているのかどうか。例えば県なんかの公共的なやつならわかるけれども、民間企業のやつを公園

等で貸している事例があるのか。他の事例みたいな言い方をされたので、具体的に。私は逆に自治体とかはないと思うんだけど、その辺の説明を……。商業用をやった場合、公園に1つ看板をつけちゃったらどンドンどンドンついちゃって、物すごく見苦しくなるので、その点の考え方を聞きます。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 他の構成市等の事例でも、今、私どもで把握している範囲ではないと思っておりますが、それも踏まえた上でうちとしても対応していくということで、設置するという前提ではありません。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） そうすると、組合長がそういうのはふさわしくないと認めない場合は立てることはできないという解釈でよろしいのか確認を。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） そういう認識しておりますので、はい。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） 今の14ページにかかわって伺いたいと思います。構成三市の中でも、いわゆるネーミングライツを導入している自治体もあると思います。今回のこの条例は、そういったネーミングライツみたいなことができるようになるのかどうか、そういった中身が入っているかがまず1点。

あと、議案書7ページの第5条に関して伺っていきたいと思います。この中で、組合長の許可を受ければできるということで、「花火、キャンプファイヤ等の火気の使用」ということが定められています。この新しくできる公園で、こういった花火とかキャンプファイヤとかをやる見通しというのでしょうか、見込みというのでしょうか、そういった前提でいるのかどうか。また、等とありますので、例えばバーベキューとかそういったことも可能になるのかどうか、伺いたいと思います。

また、最後3点目で、第5条1項1号に関して伺いたいと思うんですが、「露天商、行商、募金又はこれらに類する行為」のところですか。これらに類する行為は、普通考えられるのは、例えば集会とかパレードとか、そういったことを市民や団体がやるのが考えられますけれども、そういった認識でいいのか。こういったことも組合長から許可が出れば利用できるのかどうかという点と、あと、

今、全国の自治体でも、例えば少しでも政治的な中身とかがある場合は使用を許可しないとか、あるいは途中で中止させるとか、そういったことが自治体によってはありますけれども、そういったことはやる考えはあるのかどうか、その点を確認したいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 初めにネーミングライツの関係ですけれども、これについては今、想定はしておりません。今回、名称の決定に当たって、地元の意見等も聞く中で案を決めておりますので、今後、いわゆる商業ベースでのネーミングライツというのは、現時点では考えておりません。

あと、その他の花火等、また、露天商等の関係なのですが、今回条例の制定に当たりまして、構成市の都市公園条例等を参考に条例のほうを考えさせていただいておりますけれども、ここに書いてあるものを全て許可するという前提ではやっております。当然他の迷惑になるようなものについては排除していくということになりますので、その事例等については、よく構成市の事例とかを調査する中で、適正に管理をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） わかりました。じゃ、例えば花火とかキャンプファイヤ等というのは、これはほかの規制もあると思うんですよね、消防上とかいろいろな点で。そういったところも当然かかわってくると思うんですが、これに関しては、あくまでもできるというんでしょうか、申請を出された場合に、それは適宜ケースを見て判断していく、そういった理解をさせていただきました。

また、「露天商、行商、募金又はこれらに類する行為」の点もわかりました。

それで、第5条の2項のところにあります組合長に申請をする場合、行為の目的とか内容というのを当然申請するということです。今、全国では、いわゆるヘイトスピーチということが問題になっていまして、これは今、法律で明確に禁止されています。こういったことが目的に、あるいは内容に出されたときには、組合長としては法に基づいて対応をしていくのかどうか、確認したいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 今、議員がおっしゃったような内容で、適切に判断をしていくつもりでおります。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） わかりました。じゃ、ぜひそうしていただきたいんですけども、今、このヘイトスピーチというのは、やはり社会的に包囲網ができていまして、申請団体とかは、ヘイトスピーチをしますよといった中身では当然申請してきません。ぼかしたり、隠したりして申請すると思いますので、そういったことはしっかりとチェックすべきだと思いますし、もしそのチェックをくぐり抜けた場合は、しっかりと指導して中止させるなどの的確な対応が、組合として、組合長として必要になると思うんですが、その点の認識はいかがでしょうか。

◎議長（上沢本尚君） 局長。

◎事務局長（石井一義君） 今回、公園の設置は初めてでございますので、構成市も含めて他の事例等もよく調査する中で、事前に情報収集等しながら適切な対応がとれるように、その辺は事前によく検討しておきたいと思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第6号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の制定については原案のとおり可決されま

した。

次に、日程第8 議案第7号 高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第7号 高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

公務災害等見舞金は、現在、高座清掃施設組合職員公務災害見舞金交付要綱に基づき実施をしてございますが、今回、支給額や支給対象者を拡大するに当たりまして、その根拠や責任をより明確にするため、新たに条例を制定したいものでございます。

条例の主な内容でございますが、18ページになります。

第1条は趣旨規定でございます。

第2条は、本条例における職員の定義を規定してございます。これまでの要綱では職員のみを対象としておりましたが、今回の条例に当たり、対象者を議会議員、非常勤特別職、臨時的任用職員を含めたものに拡大したいものでございます。

第3条では、見舞金の種類を死亡見舞金、障害見舞金及び傷病見舞金と定め、第4条では、死亡見舞金は公務上死亡した場合は3,000万円、通勤により死亡した場合は1,500万円を当該職員の遺族に支給する旨を、第5条は遺族の範囲及び順位を規定してございます。

19ページにまたがりませんが、第6条では、障害見舞金を支給する要件と金額について定めており、金額は障害の程度等に応じて別表で規定してございます。

第7条は、傷病見舞金を支給する要件を定め、金額を10万円以下とし、療養の程度に応じて規則で定める額とする旨を規定してございます。

第8条は災害及び障害の等級の認定について、第9条は見舞金の支給制限について、20ページ、第10条は支給制限を審査するため審査会を置くことについて規定してございます。

第11条は規則への委任でございます。

附則でございますが、第1項では、施行期日を令和元年7月1日とし、第2項

では、適用について、この条例の施行日以後に第2条各号に規定する法律または条例による認定を受けた災害について適用する旨を定めてございます。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考といたしまして、高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例施行規則の案を配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） ちょっと事前に聞いておけばよかったんですが、第2条3号で臨時的任用職員を今回対象にしたいということなんですけれども、今この臨時的任用職員の方は職員でいらっしゃるのか。また、今後、こういった職種といましようか、雇用の仕方の職員を雇用することが見込まれるのかどうか、確認したいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 現在、臨時的任用職員の方は2名でございます。今後につきましては、会計年度任用職員の関係もございまして、それとの関連で、また精査をしていきたいと思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第7号 高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

改正内容でございますが、配偶者及び子供等の扶養手当について段階的に改正をするものでございます。

第9条第2項につきましては、扶養親族の規定を変更するもので、子と孫の額が変わるため、第2号及び第3号にそれぞれ子と孫を規定するものでございます。

次の同条第3項につきましては、附則による経過措置を踏まえましてご説明いたしますと、配偶者の手当は、現在の1万4,000円を令和元年7月から1万1,000円、令和2年度には7,500円へと段階的に減額変更するものでございます。また、子の手当は、現在の7,500円を令和元年7月から9,000円へ、令和2年度には1万1,000円へと、こちらは段階的に増額変更するものでございます。また、配偶者がいない場合で1人目の子については、現在の1万1,500円を令和元年7月から1万1,000円へ、父母等については、現在の1万1,500円を令和元年7月から1万円へと減額変更するものでございます。なお、こちらの手当につきましては、ともに令和元年度で廃止するものとしてございます。

次の第10条第2項の改正ですが、先ほどの第9条第2項の改正に伴いまして、扶養要件に係る事実が発生した場合の支給額の改定に係る規定について条文を整理したものでございます。

附則でございますが、第1項で施行期日を令和元年7月1日とし、第2項では

手当改正に伴う経過措置及び経過措置に伴う読替規定でございます。以上、議員各位におかれましてはよろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑なしと認めます。質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

（齊藤慶吾君退席）

◎議長（上沢本尚君） 次に、日程第10 議案第9号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。組合長の説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、議案第9号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、前監査委員の佐竹百里氏が平成31年4月29日をもちまして任期満了となり、欠員が生じたため新たに選出したいことから、地方自治法第196条第1項

の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任といたしましては、綾瀬市選出の組合議員であります齊藤慶吾議員を監査委員として選任いたしたいものであります。

なお、齊藤慶吾委員の略歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。よろしくご審議いただき、ご同意くださいますようお願い申し上げ、説明いたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり同意するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第9号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

（齊藤慶吾君着席）

◎議長（上沢本尚君） 本日提案された議案については全て終了いたしました。これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦労さまでした。

（午後3時05分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和元年6月24日

高座清掃施設組合議会議長 上 沢 本 尚

高座清掃施設組合議会署名議員 齊 藤 慶 吾

高座清掃施設組合議会署名議員 宇田川 希